

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車 種	普通乗用自動車 (電気自動車)
ミッション	A T
台 数	1 台
燃 料	電気
乗用定員	5 人
ドア数	5 枚
車体カラー	契約業者との打ち合わせにより標準色の中から決定
指定文字等	なし
装備品 (別紙可)	エアコン、エアバッグ (運転席・助手席)、A B S、フロアマット、標準工具、パンク修理キット等、消火器、三角表示板、タイヤチェーン、AM・FM ラジオ、カーナビゲーション、ドライブレコーダー (前・後)、ETC ユニット、サイドバイザー (前・後)、充電ケーブル (200V 7.5m用)、インテリジェントアラウンドビューモニター、インテリジェントルームミラー、電動パーキングブレーキ、プロパイロット、インテリジェントB S I (後側方衝突防止支援システム)/ B S W (後側方 車両検知警報)、R C T A (後退時車両検知警報)、インテリジェントL I (車線逸脱防止支援システム)、インテリジェントD A (ふらつき警報)
特別装備	防災行政無線設置用スペース (設置・配線は納車後賃借人が行い、現状復帰して返却)
例示車種	メーカー、車名、グレード
	日産、リーフ、40kwh
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	☒ 適合 ・ 非該当または不適合でも可 (どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 3,000 km
	ドライバーの状況 : 専任 ☒ 複数人 (どちらかに○)
	九都県市指定低公害車 : 適合

2 物品納入期限	令和 7 年 4 月 10 日
3 借入期間(本年度分)	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
4 借入月数(本年度分)	12 か月
5 予定借入期間 及び最終日	7 年間 令和 14 年 3 月 31 日
6 物品保管場所	所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地 名 称 横浜市瀬谷区総務課 T E L 0 4 5 - 3 6 7 - 5 6 1 2

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等
が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開
始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終
日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第 5 条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害
賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負
担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第 7 条第 2 項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第 12 条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターの電気自動車等に係る補助は、賃借人が申請を行い、補助 を受けるものとする。また、賃借人が賃貸人に補助申請に係る書類を求めたときは、賃貸人は賃借人 に対して書類の提出を行うものとする。

8 発注局課

所在地 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地

担当者 横浜市瀬谷区総務課 小石沢 T E L : 045-367-5612

F A X : 045-366-9657